

住民監査請求「合議不調」

私たち 47 人の大阪市民が、9 月 7 日に提出した「大阪市廃止・特別区設置についての住民投票関係予算」執行停止を求める住民監査請求が「合議不調」となった。

9 月 30 日に請求書「補正」の通知があり、短期間に作業して補正書を提出し、10 月 14 日に監査委員 4 人を前に「陳述」を行った。大阪市側から副首都推進局の「反論」もあった。写真は「新聞うずみ火」による。



11 月 1 日の住民投票を終えてからも連絡がなく、行政委員会事務局に問い合わせたところ、いまだ「合議」に至らず、請求から 60 日以内に監査結果を出すことが困難であるという。地方自治法 242 条 5 項で、監査委員の監査及び勧告は請求があった



日から 60 日以内にこれを行わなければならないとしている。監査及び勧告の遅れは、明確に地方自治法に違反し、大阪市としてもめったにない異常な事態である。そして、2 週間近く経った昨日 19 日「合議不調」という連絡があった。

「住民監査請求について(通知)」は資料を含め 33 ページになる。第 1 請求の受付、第 2 監査の実施、第 3 監査の結果から構成されている。その 23 ページに「住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法(地方自治法、引用者)第 242 条第 11 項において、監査委員の合議によるものと規定されているところ、本件請求について監査を実施したが、当該請求の理由の有無等について、協議によっても監査委員の合議が調わなかった」と結論づけている。

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第 242 条第 11 項において、監査委員の合議によるものと規定されているところ、本件請求について監査を実施したが、当該請求の理由の有無等について、協議によっても監査委員の合議が調わなかった。
参考に、監査委員の見解を以下に記載する。

そして、「参考に、監査委員の見解を以下に記載する」として、次の 3 つの見解を記している。

- (1) 本件請求を却下すべきとする見解
- (2) 本件請求を棄却すべきとする見解
- (3) 請求人の主張には理由があるので措置を勧告すべきとする見解

大阪市の監査委員は現在、写真のようである。代表監査委員の森伊吹氏(会社役員経験者)、松井淑子氏(弁護士)、大内啓治氏(大阪市会議員、維新)、西川ひろじ氏(大阪市会議員、自民)の 4 人。この 4 人の監査委員が、上記の見解のどれかを主張していることになる。こうして監査委員の見解が大きく分かれて、「合議不調」になるのは大阪市として、きわめて珍しいケースのようだ。法定の 60 日を大幅に超える違法な監査であり、委員の見解が割れて「合意不調」になったことを監査結果から精査していきたい。

大阪市監査委員	森	伊吹
同	松井	淑子
同	大内	啓治
同	西川	ひろじ

(2020 年 11 月 20 日)